

ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)



特集

- 1 クレジットカードの支払い停止の抗弁
～分割払い中に商品の欠陥発見！支払いは？～
- 2 消費者教育のとりくみ ～子ども消費者教室～
- 3 港区消費者団体の活動50年

第50回 港区消費生活展を 3月1日(水)～4日(土)に開催します

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上での実施となります。
詳しくは2月に発行される広報みなど、港区ホームページ等をご覧ください。

港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ)※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで

代表電話 TEL 03-3456-4159



港区ホームページ QRコード

詳しくは
ホームページを
チェック！
こちら 



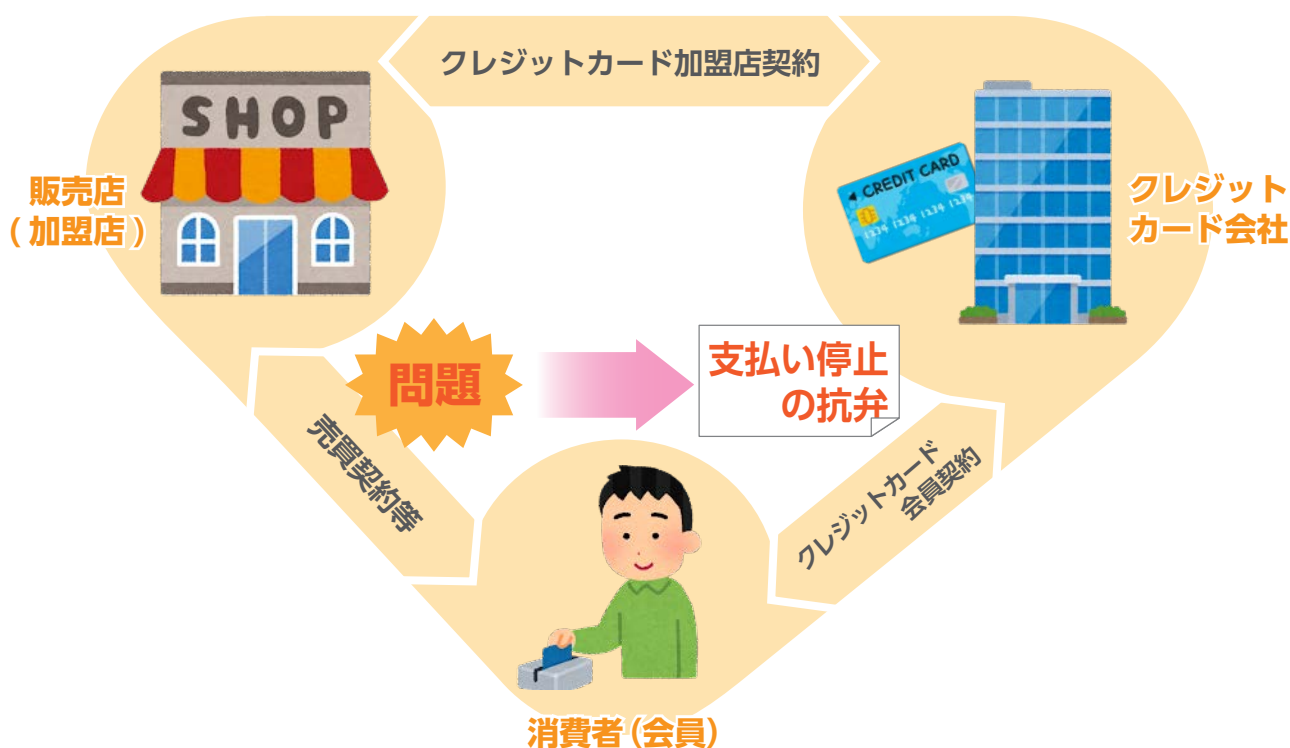
※消費生活相談をご利用の方は、まずはお電話ください

1 クレジットカードの支払い停止の抗弁 ～分割払い中に商品の欠陥発見！支払いは？～

クレジットカードでの分割払いやリボルビング払いは、高額の買い物やサービスの支払いの際に月々の支払い額を少なくすることができます。

その支払い中に、購入した商品が届かないあるいは欠陥がある、サービスが受けられない等の問題が発生した場合、毎月の支払いを停止できる割賦販売法の「支払い停止の抗弁」について考えてみましょう。

割賦販売法では、消費者が販売会社や役務提供会社等と結ぶ契約上の問題を理由に、クレジットカード会社からの請求に対して、「支払いを一時的に停止できる権利」を定めています。これを**支払い停止の抗弁**といいます。



販売契約等で、支払いを停止することができる問題は、以下のようなものです。

- ①商品の引き渡しが行われない。サービスが受けられない。
- ②商品に欠陥(瑕疵)がある。サービスの提供内容に問題がある。
- ③見本・カタログ等と商品の現物やサービスの内容が違う。
- ④契約締結の際に強迫・強要、詐欺・錯誤による意思表示等、契約に問題がある。

クレジットカードでの購入でも以下のような場合は利用できません。

- ①翌月1回払い、ボーナス一括払いなど割賦販売法対象外のカード利用。
※後日、リボルビング払い等割賦販売法対象の支払いに変更した場合は支払い停止の抗弁の利用が可能です。
- ②商品等の支払総額が4万円未満の分割払い。
- ③商品等の現金価格が3万8千円未満のリボルビング払い。
- ④利用者が加盟店と通じて、名義を貸すなど、クレジットカードの会員規約に反したカード利用。

支払い停止の抗弁利用上の注意点

1. 支払い停止の抗弁を申し出る前に、利用者が直接販売店に対し、トラブル解消のために交渉する必要があります。
2. クレジットカード会社に支払い停止の抗弁を申し出るときは、原則、書面で行います。
3. 支払い停止の抗弁は、支払いを一時的に停止するだけで、既に支払った既払金が返還されるものではありません。また、抗弁上の理由が解消された場合には、請求が再開されます。
4. 支払い停止の抗弁は、支払いの遅れではありませんので、個人信用情報に支払い遅れの延滞情報は登録されません。

※「支払い停止の抗弁」の詳細については、一般社団法人 日本クレジット協会のホームページをご参照ください。

! リボ払い、分割払いなどを利用する際は、事前にクレジットカードの会員規約で、「支払い停止の抗弁に関する項目」を十分確認しましょう。

お困りのことがありましたら、消費者センターへご相談ください。

2 消費者教育のとりくみ ～子ども消費者教室～

子どもたちの消費者意識を高めるために、夏休みや土曜日に楽しく学べる教室を開催しています。

実例1) 令和4年3月5日(土)「クイズや工作で学ぼう! 身近なエシカル消費」

クイズや工作を交えて、SDGsやエシカル消費の基礎を学びました。



SDGsとエシカル消費のお話



作品：スマイルミラー



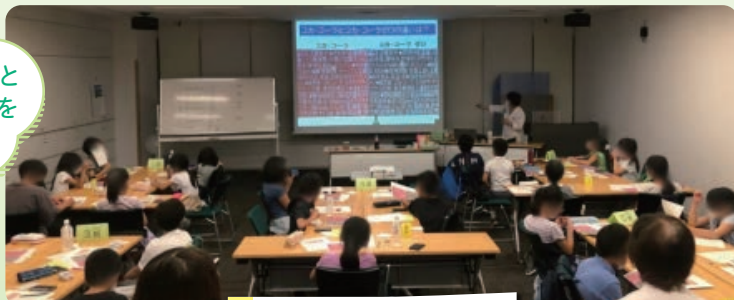
お買い物体験で購入した廃材や
福祉売店の商品等を使って工作



実例2) 令和4年8月4日(木)「飲み物の甘さ比べ実験教室」

夏休みの自由研究に役立つ実験教室! 今年は飲料の糖度を測定して食品表示との関係を学びました。

炭水化物表示と
糖度の関係を
つぎとめた!



食品表示の見方のお話



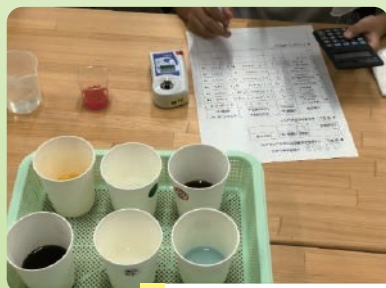
5%の砂糖水づくり

5、6年生に
作ってもらい
ました。

ひとり1台の
糖度計で実験



糖度を測定



飲み物1本あたりに含まれる砂糖の量を計算



思いのほか
たくさんで
びっくり!

3 港区消費者団体の活動 50 年

港区立消費者センターと共に、一緒に歩んできました消費者団体連絡会が、50周年を迎えます。
今までの取り組みや歩みと歴史をご紹介します。

生活展のあゆみ・運営の歴史

- 第1回（1969年）港区産業展（桜田小）にて参加
- 第2回（1974年）港区産業展（桜田小）に消費者コーナーで参加
- 第3回～第7回（1975年～1979年）
勤労福祉会館・3団体で消費生活展開始
- 第4回（1976年）実行委員会形式開始
- 第8回（1980年）港区立婦人会館
（消費者コーナー設置）で消費生活展を独自開催
- 第9回（1981年）消費者コーナー特別企画実施
- 第10回（1982年）商品テスト実施開始
- 第11～第14回（1983～1986年）
港区立婦人会館（消費者コーナー）で実施
- 第15回（1987年）港区立消費者センターが設立、
港区立婦人会館内で実施
- 第16回（1988年）消費者団体連絡会設立で統一テーマ
検討開始
- 第25年（1997年）消費者センター開設10周年記念
- 第40回（2012年）消費生活展40周年記念
- 第42回（2014年）実行委員会形式から消費者センター
主導に変更
- 第43回（2015年）フードドライブ実施
（セカンドハーベストジャパンに送付）
- 第48回（2021年）映画・講演会企画
- 第50回（2023年）消費生活展50周年記念
消費者センターとリーブラホールで開催



生活展の記念講演会での主なテーマ

- 第3回（1975年）初記念講演会
「合成洗剤の問題点」「消費者の権利とは」
- 第10回（1982年）
「子ども・健康・食生活～今 親として何をすべきか～」
- 第15回（1987年）
「地価高騰と私たちの暮らし
～ジャーナリストの目から見た都市問題～」
- 第16回（1988年）
「“食料”“環境” 未来はどうなる あなたの暮らし」
- 第17回（1989年）
「くらしと“環境”」
- 第19回（1991年）
「子や孫に渡せる地球を！」
「リサイクルすれば環境は守れるか」
- 第24回（1996年）
「阪神大震災と『もんじゅ』大事故の衝撃」
- 第30回（2002年）
「創ろう！安心・安全な暮らしと環境」
- 第37回（2009年）
「地球温暖化を防ぐには省エネ？リサイクル？
～くらしを見直して自分を変えて社会を変えよう～」
- 第40回（2012年）
「震災後のくらしを考えよう」
記念講演と映画上映会
「内部被ばくを生き抜く 守りたい！未来のために」
- 第45回（2017年）
「～3.11 東日本大震災から6年～」
- 第49回（2022年）
「ゲノム編集食品ってなに？何が問題？」
- 第50回（2023年）
「命を守る 安全安心を次世代につなげよう」